

消費者への普及啓発と適正排出の 促進について

小型家電リサイクルに関する 消費者意識調査について

消費者意識についてのアンケート調査

小型家電リサイクル制度の認知度等の把握や今後の普及策の検討等を目的として、小型家電リサイクル制度に対する消費者意識についてアンケート調査を実施。

(調査時期)平成25年12月 (調査対象)インターネットアンケートモニタ (サンプル数)59,919サンプル

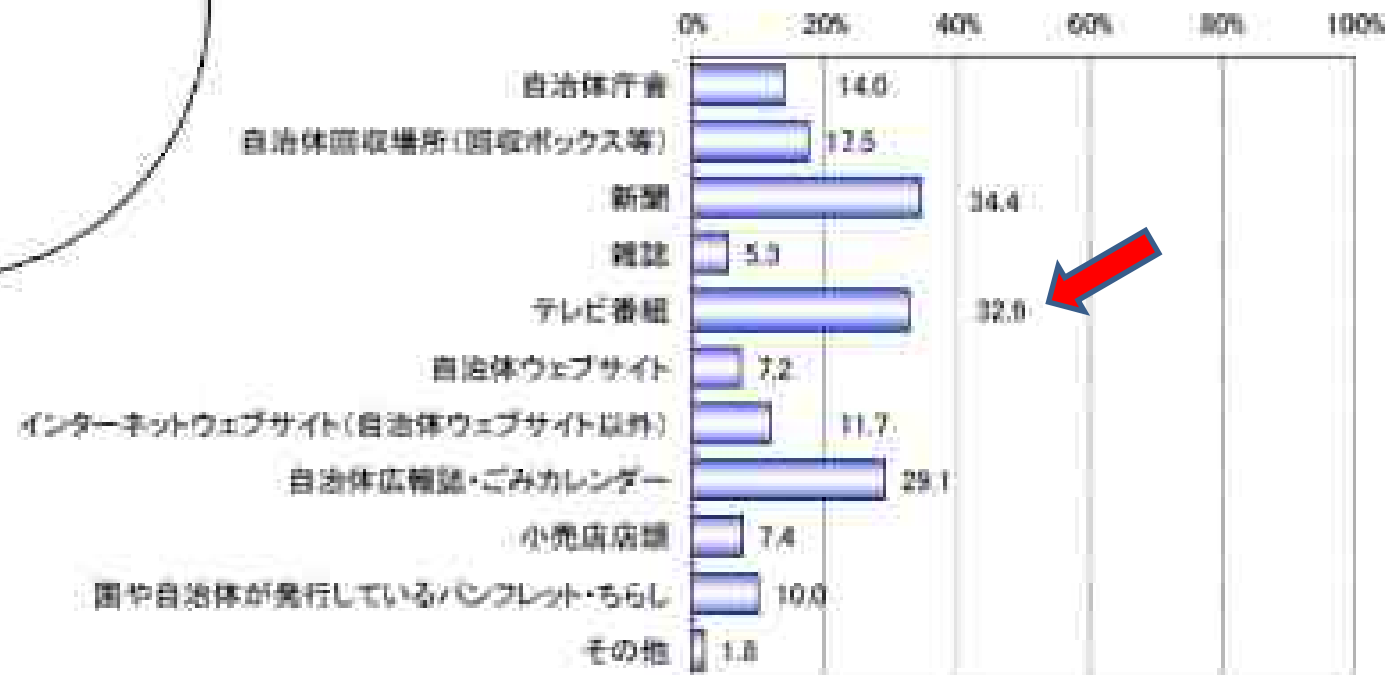
小型家電リサイクル法の認知状況



N=59,919

小型家電リサイクル法を認知した媒体

N=9,428



消費者意識についてのアンケート調査

小型家電リサイクル法マークの認知度

N=9,428



小型家電

小型家電リサイクルマーク

(環境省の登録商標)

- ・小型家電リサイクル法に基づく回収であることを明確に伝えるもの。
- ・小型家電リサイクルに取り組む市町村又は認定事業者が利用する。

マークを認知した媒体

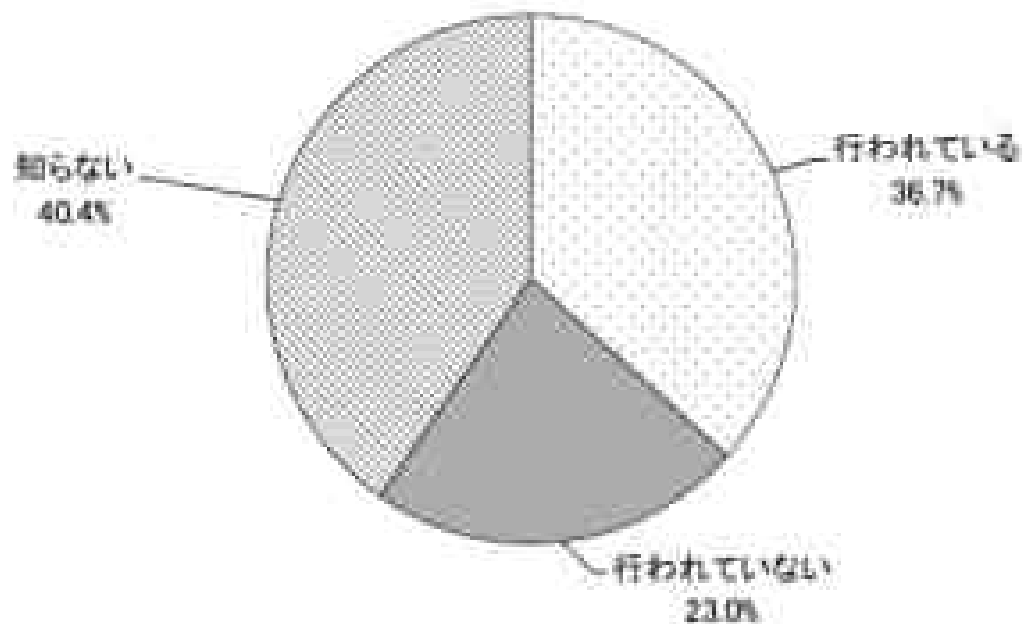
N=2,316



消費者意識についてのアンケート調査

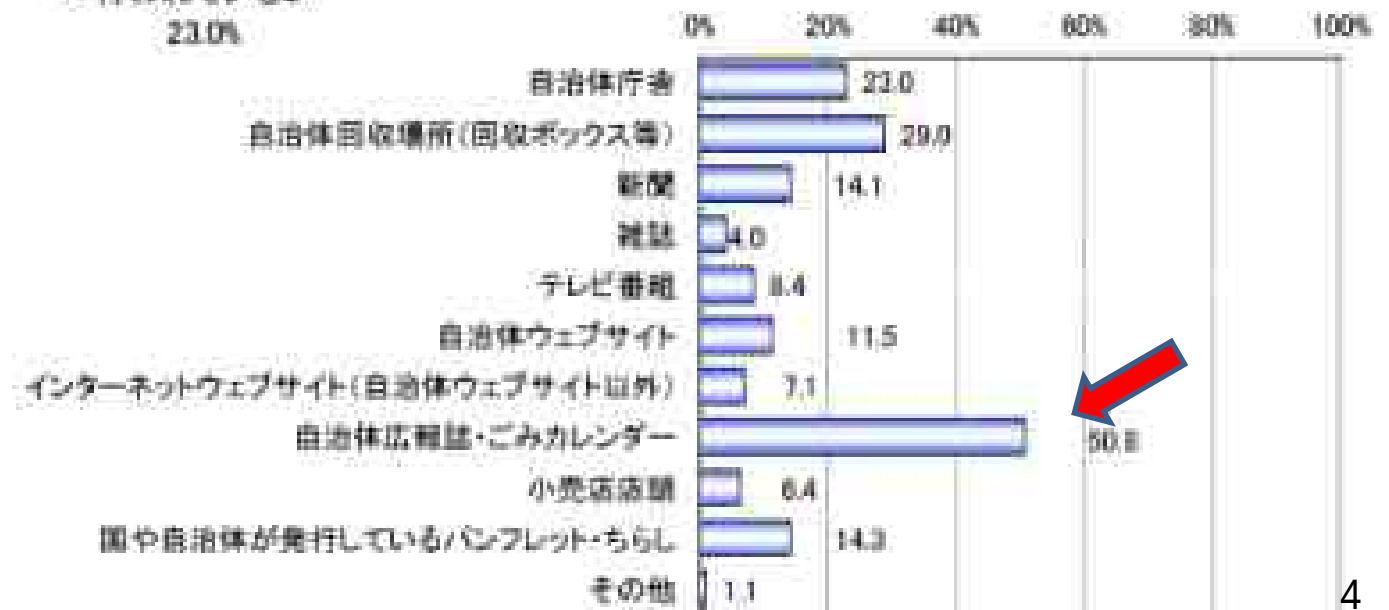
居住自治体における取組の実施有無の認識

N=9,428



居住自治体の取組を認知した媒体

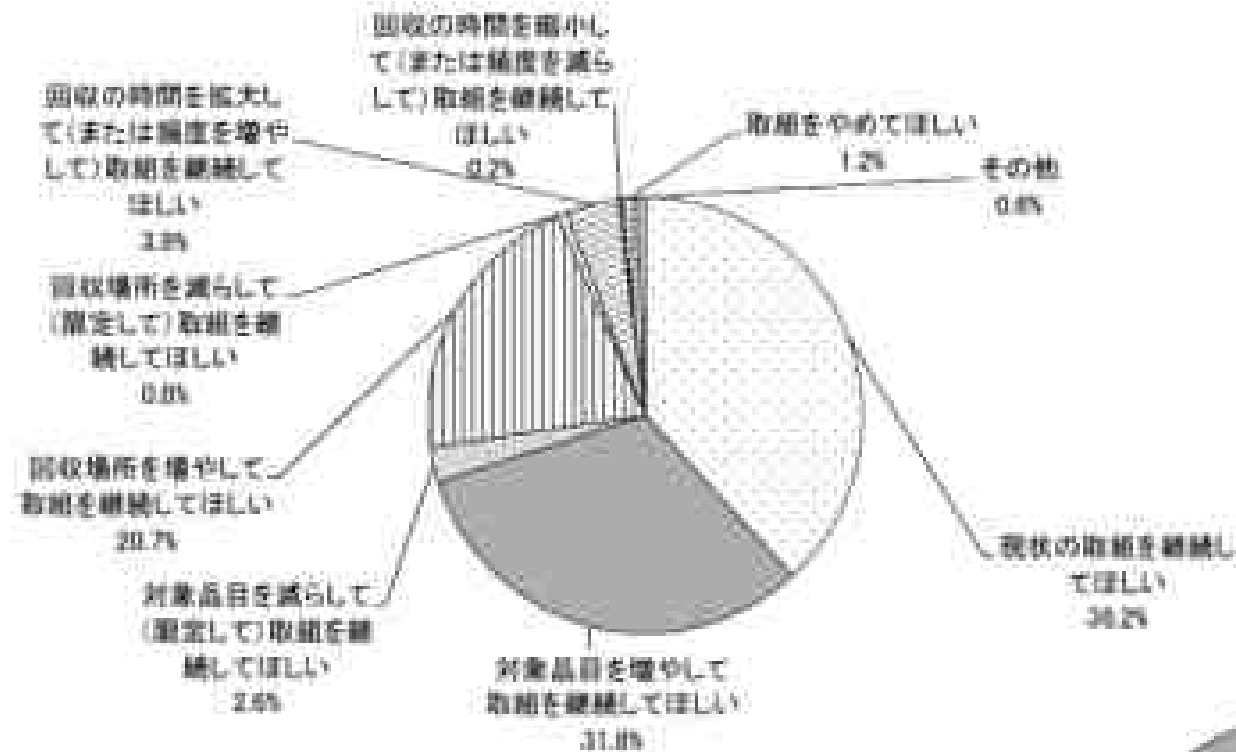
N=3,457



消費者意識についてのアンケート調査

小型家電リサイクルの取組に対する考え (居住自治体で取組が行われていると回答した消費者)

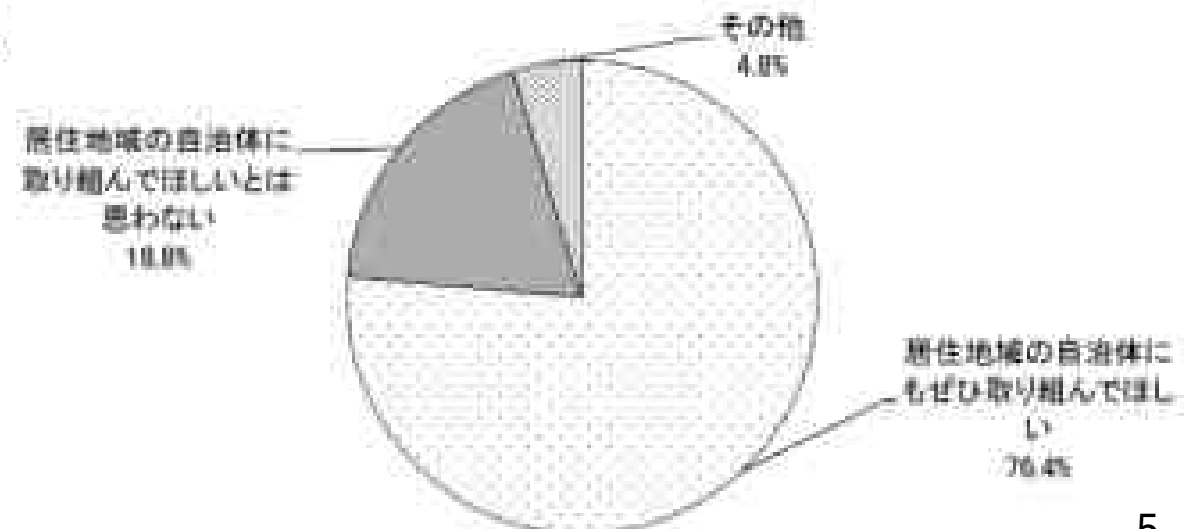
N=3,457



小型家電リサイクルの取組に対する考え

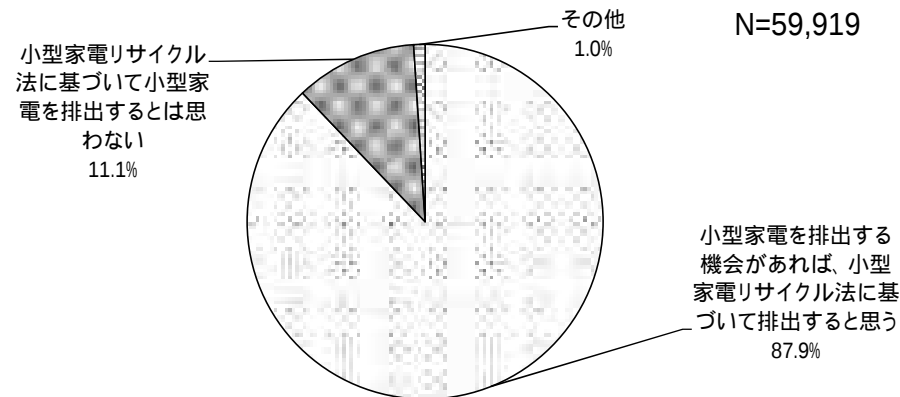
(居住自治体で取組が行われていない、知らない
と回答した消費者)

N = 56,462

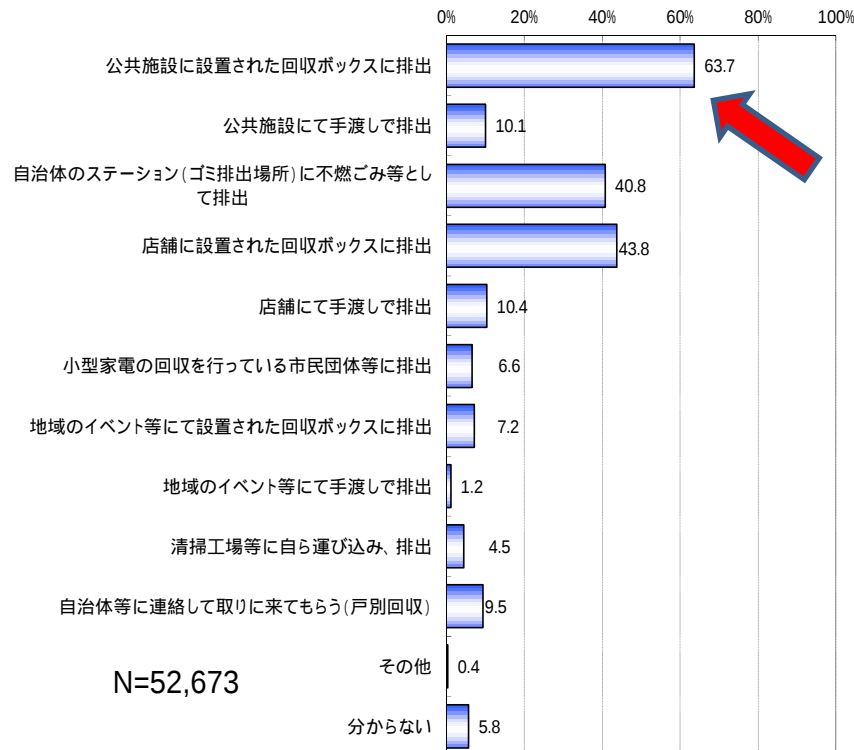


消費者意識についてのアンケート調査

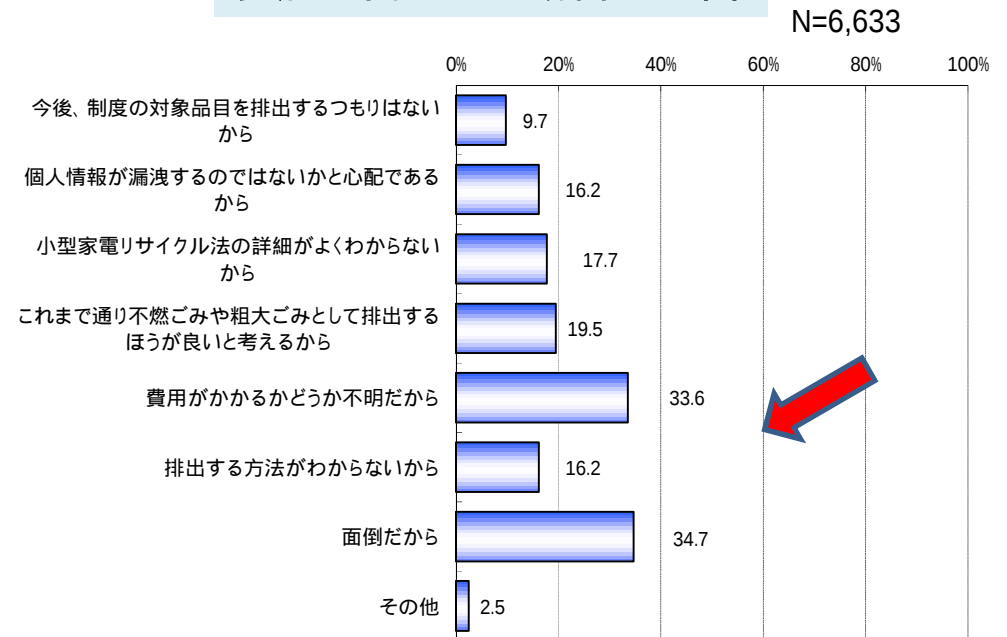
小型家電リサイクル法への参加意向



小型家電リサイクル法へ参加する方法



参加意向がない場合の理由



小型家電リサイクルに係る普及啓発（1/2）

- ・ 消費者へは自治体を通して、ちらし・パンフレットの配布により広報を実施。併せて、環境イベントに出展し、広い世代へ意識啓発を実施
- ・ 排出事業者へも小型家電リサイクル法に沿った適正処理の意義について啓発を実施

	内容
平成24年度	● 「小型家電リサイクル法がはじまります」パンフレット、ポスター作成、全都道府県・市区町村へ配布 ● 啓発用動画「小型家電のリサイクルを始めよう！」を、全都道府県・市区町村へ配布。環境省動画チャンネル(YouTube)に掲載 ● 全国紙・地方紙、及び雑誌に広告掲載 ● 家電量販店でのスポット広告実施
平成25年度	● 「小型家電リサイクル法が始まりました！」パンフレット作成、全都道府県・市区町村へ配布 ● 『子ども霞が関見学デー』にブース出展、親子向け携帯電話解体教室を開催 ● 環境イベント『エコライフ・フェア2013』出展。渋谷区の協力を得て小型家電を回収 ● 全国紙、及び雑誌に広告掲載 ● 排出事業者向け「小型家電リサイクル法セミナー」を東京と大阪で開催
平成26年度 (予定を含む)	● 環境イベント『エコライフ・フェア2014』出展、小型家電の解体体験を提供 ● 地方紙での広告掲載 ● 教職員・親子・事業者向け啓発資料の作成 ● 小型家電リサイクル法広報戦略検討会 ● 排出事業者向け「小型家電リサイクル法セミナー」開催 等



(左:環境省動画チャンネル(YouTube) 中:子ども霞が関見学デー、右:エコライフ・フェア)

小型家電リサイクルに係る普及啓発（2/2）

- パンフレットは自治体を通して配布
- 新聞広告のほか、生活系雑誌や家電量販店設置フリーペーパーにも広告掲載
- 適正な排出方法に関する理解を促進するため、無許可の廃棄物回収業者に関する啓発を実施



小型家電リサイクル法(左:パンフレット、上:新聞広告)



無許可の廃棄物回収業者対策
(左:地方紙広告、上:ちらし)



小型家電リサイクル法雑誌広告